

(お知らせ)

平成31年4月17日
四国電力株式会社

伊方発電所3号機の特定重大事故等対処施設設置に向けた状況について

本日、原子力規制委員会において開催された「第8回 主要原子力施設設置者(被規制者)の原子力部門の責任者との意見交換会」において、原子力発電所への設置が求められている特定重大事故等対処施設(特重施設)^{*}の設置に向けた更なる安全向上の取組状況について施設設置者側より説明を行いました。

主な内容は、以下のとおりです。

- ・各事業者は、安全性の更なる向上を図りながら詳細設計を進めており、国の審査期間が長期化するとともに、工事は大規模かつ高難度のものになっている
- ・各事業者は、安全性を最優先にしながら特重施設の早期完成に向けて最大限努力するものの、現段階で、経過措置期間内の完成が間に合わなくなりつつある
- ・こうした状況変化を受け、原子力規制委員会には、事業者の対応状況や更なる安全性向上に要する期間を総合的に考慮し、経過措置規定の取り扱いについて対応を検討いただきたい

伊方発電所3号機の特重施設については、今後の審査期間によるものの、設置期限(令和3年3月22日)から1年程度完成が遅れる可能性があることから、当社としては、丁寧かつスピード感を持って審査に対応するとともに、その後の工事についても、工期短縮が図れるよう最大限の努力を継続してまいります。

※特定重大事故等対処施設

原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、本体設備の工事計画認可から5年以内の設置が求められている。

(参考) 伊方発電所3号機の特重施設に関する申請・認可の状況

平成28年	1月14日	原子炉設置変更許可申請
	3月23日	本体設備の工事計画認可
		…特重施設の設置期限は5年後の令和3年3月22日
29年	10月4日	原子炉設置変更許可
	12月7日	工事計画認可申請(1分割目)
30年	3月16日	” (2分割目)
	5月11日	” (3分割目)
	8月13日	” (4分割目)
31年	3月25日	工事計画認可(1分割目)

以上